平成二十五年三月二十一日

青森県教育委員会第七百七十回定例会

	五	四			 	, <u> </u>		場期
	閉 会	そ で し その 他	議 議 案案案 第 二	報報報	報 告	開 会		所日
		の懲戒	弟 弟 二 一 号 号	報告 第 二 号 第 二 号			슾	教 平 育 成 二
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		職員の懲戒処分の状況の他	一 青 青 部 森 森 を 県 県	議案に対する意見につい学校職員の人事について学校職員の人事について			議	教育庁教育委員会室平成二十五年三月二十
	·	況 :	一部を改正する規則案	に 対 す の 人 人			次 第	会月 室二 十
			る 校 学 規 定 則 則 時 の	意事事 見につ			212	日
			条 制 一 課 部 … 程 を … 及 改	ついい いて て				(木)
			び び 近 す る	•				
		•	i 制規 課則 : 程案					•
			修に 学り ジャレー					
			: 励て ::金貨 ::					
			·····································					
			·····································					
			б Л	(非公開の会議)				
		•		(の 会 議				

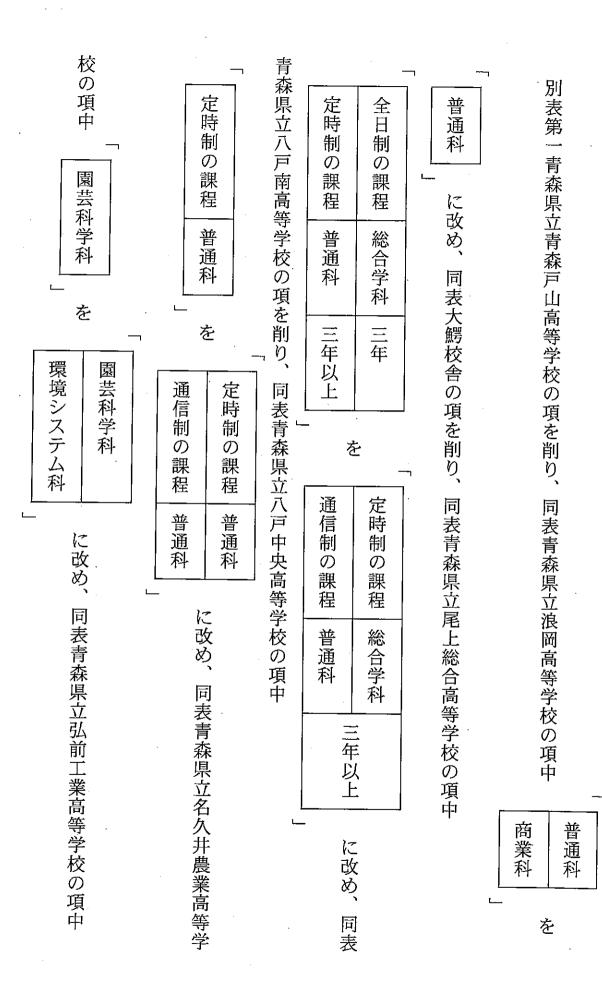
報告第三号
議案に対する意見について
ます。する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告しする規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告しする規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告しする規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告しする規則が必要になった。
記
一平成二十四年度青森県一股会計浦正予算(第七号)案(牧育委員会所第一)

I 脱る言を上きて、一般になっていた。 第(教育委員会所管会)

-1-

合高等学校、青森県立八戸中央高等学校青森県立北斗高等学校、青森県立尾上総	実 施 校	第二十九条の表を次のように改める。第二十八条の二を削る。	合高等学校、青森県立八戸中央高等学校青森県立北斗高等学校、青森県立尾上総	実 施 校	第二十八条の表を次のように改める。	青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県」青森県立学校学則の一部を改正する規則	青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。青森県立学校学則の一部を改正する規則案	議案第一号	
戸中央高等学校 青森県立田名部高等学校、青森県立尾上総 青森県立五所川原高等学校、	協	める。	戸中央高等学校県立尾上総県下一円	区域	める。	(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)学則の一部を改正する規則	する規則を次のように定める。部を改正する規則案		•
校、青	力校					こ)の一部を次のように改正する。	• •		· ·

-2-



-3--

•				
	要の整備を行うため提案するものである。 青森県立青森戸山高等学校等の廃止並びに青森県立尾上総合高等学校等の課程及び学科の設置等に伴う所提案理由	の間、存続するものとする。 規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日まで 業高等学校の電子機械科及び青森県立八戸工業高等学校の土木科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の 2 青森県立浪岡高等学校の商業科、青森県立尾上総合高等学校の定時制の課程の普通科、青森県立弘前工 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。 附 則	建築科」に改める。	一機械科して、一機械科して改め、同表青森県立八戸工業高等学校の項中「土木科」を「土木人機械科して、「一人機械科」「「「し」」」では、「「「「「」」」で、「「」」で、「「」」で、「」」で、「」」で、「」
	所	での工		

-4-

議案第二号 南森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与の額は、次の表の上擺に掲げる当該交通 「資与条例施行規則の一部を改正する規則案 「資与条例施行規則の一部を改正する規則案 「「資与条例施行規則の一部を改正する規則案」 「「資与条例施行規則の一部を改正する」。 「「」」」」」」」、「」」」、「」」」、「」」」、「」」」、「」」」、「」」	
--	--

2				•	第		[r				1
+/L	لے بد	て、	五日	変	四		五	六	七	八		額~
教	き	4	号の	更	条	貸	千	千	千	千	箇	と以
育	は、	貸	の	す	の	与の	日	円	円	円	月	す下
長		与の	書	ベキ	Ξ	の #5	以	以	以	以	当	
は、	そ の	のヶ方	類	き 声	24	額の		上上		上	た	
前	日日	額は	を ぼ	事	前	の	六 エ	七	八二		Ŋ	と箇
項	л Л	は、	添 え	実 が	条	変 雨	千 円	千	千 m		の通	が月っ
項 の	属	そ	<i>بر</i>	小生	第 二	更)	一未	円未	円 未		通	で当り
貸	「す	の	校	主じ	一 項		満	~ 満	^ 満		学 費	きたり
員与	る	事	長	た	頃に			(imi)	1 1144		」 目 用	• • •
額	月	宇実	レを	と	規						相) ס צי
変	C	の	経	しき	定						· 当	通:
更	か	生	て	しは	たす						額	学 ₍ 一
申	5	$\ddot{\mathcal{U}}$	教	•	る							費(
請	変	た	育	貸	修		月	月	月	月		用月
書	更	日	長	与	学		額	額	額	額	貸	相
を	す	の	に	額	奨		-		_		与	山田
受	る	属	提	変	励		万	万	万	万		
理	も	す	出	更	金		五	六	七	八	の	- ک
l	の	る	l	申	の		千	千	千	千	額	
た	と	月	な	請	貸		日日	円	円	円		ت آ
と	す	の	け	書	与		I					۲ ۲
き	る。	꼬	れ		を							<u>ن</u> ک
は、		月	ば	第	受							の
		$\widehat{}$	な	匹	け							
貸		そ	ら ,	号	て							分,
与		の	な	様	<u>ر</u> ا							に「
の		日	。 (}	式	る +							応(
額		が		<u> </u>	者							じノ
を 3		月の	ح	に	は、							3
決定		の 加	の _担	第 一	、							「」
定		初口	場	二 友	貸							欄『
L 、		日で	合. 17	条の	与の			,				にし
		で あ	にお	の 二	の 嫍							掲 1
貸		(V)	S		額							げ 🖻

. . .

.

,

.

-

.

-6-

						第					2			3			
	第		匹	第	じ	八		第	金	上	. 4	第	通		す	額	
		通			た	条	均	八	の	回	前	H	知	教	z	変	
	号	機	第	<u> </u>	と	の	等	条		る	項	条	を	育	٥	更	
	様	闋	匹	条	き	<u> </u>	払	の	部	と	の	に	受	長		決	
	式	を	条	に	は		に	次	と	き	規	次	け	は		定	
	を	利	の	次	ì	条	よ	に	み	は	定	の	た	۲		通	
	次	用		の	最	例	る	次	な	ì	に		者	前		知	
	の	し	第	 	後	第	返	の	৳	そ	よ	項	と	項		書	
	よ	て		号	の	八	還	 	o	の	り	を	変	の			
	う	その	項	を +11	返	条	額)	条		差	交	加	更	規		第	
	に 改	の 費	に	加 え	還奶	第一		を +11		額	付	え	契	定		匹	
	め	頁 用	規	んる	額 に	 		加 ラ		は、	しょ	る。	約書	に、		号	
	る	を	定 す	ہ م	合	項 に		え る			た		書	よ		の	
	°	負	ッる	-	算	規		° °		変 更	修 学		へ 第	り べ			
		担	修		す	定				叉契	子奨		五	貸 与		様 →	
		l	学		る	す				糸約	<u>天</u> 励		号	テの		式 一	
		て	, 奨		۰	る				書	金		様	额		に	
		67	励			均				を	が		式	を		よ	
		る	金			等				取	•		\smile	変		с р	
		Z	の			払				り	前		を			そ	
		と	貸			に				交	条		取	更 す る		の	
		を	与			よ				わ	の		Ŋ	る		旨	
		証	を			る				し	規		交	決		を	
		す る	受			返				た	定		わ	定		当	
		る 書	け	•		還				日	に		す も	の		該	
		盲 類	て			額				以	よ			通		申	
		天民	۲) ۲			に			•	後	り		のト	知 を し		請	
			る			— —				に	変		८ न	を		者	
			者 に	÷		円				貸	更		とする。			に	
			に あ			未				与十	しょ		ہے، ہ	た		通	
			のつ			満 の				する	た 代			ے ب		知	
			って			の端				る 修	貸 占			たときは、		す	
			は			^峏 数				修 学	与 の			ر الا		る	
			, ,			が				子奨	额			そ		も の	
			交			生				灭 励	破 を			ての		のと	

-7-

第1号様式(第2条の2関係)

(第4条の2第1項に規定する修学奨励金の貸与を申請する場合)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

申請者 学校名(課程) 学 年(入学年度)

 子 平 (ヘ子平皮)
 印

 氏 名
 印

 性 別(男・女)(年 月 日生)

 修 学 奨 励 金 貸 与 申 請 書

 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づく修学奨励金の貸
 与を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申	貸与総	額							貨	§与月額				
請	貸与月	数		4	Ŧ	月ズ	から	- 年		月間			<u> </u>	
	現住									 電話	· · · · ·			
申請者	<u>年月</u>	等 日		ź	ŧ	月	, E	(ス	学	・転学・転	籍)			
に	申請	茧	か務	先の	所在」	地				<u> </u>	電話	i		
関 す	者の	勤	り務	先の	<u>)</u> 名利	际								
る事	就	勤	り 務	うの	内 _ 纟	容				<u>.</u>				
事	者の就業状況	給	;与	(賃金	〕月得	領						円		
			所得	見込物	湏(年額	į)						円		
扶養義務者に関す	受けている場合)	、養彰	養務者	の氏名	名					目請:	者 柄		
務	` 者て がい	扶	養義	務者の	の現住所	所					電話			
「に	扶る 養場	扶	養義	務者0	り勤務を						電話			
関 す	を答	, 扶	養義	務者の)総所得	导見ジ	し額(年	額)				-		円
扶着	義務者	又は	申請	者の別	所得に対	すす	有(課税	額		щ)・無		
<u>010</u>	「年にお												, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	
家	続柄	氏		名	年齢	職	業	勤	務ら	も (学校)	月	収	同居 別居	の別
族	<u> </u>					<u> </u>					-			
の 状										<u> </u>				
況											<u> </u>			
連帯	1	氏	名			L,	4	三年月	H		 申 と	請す	子 	
帯		現住	主所				電話	£		• <u>-</u>	職	業		
保 証 人	2	氏	名					年月	日		「申と	請 君 の 続杯	寄 	
			主所				電話			• ······	職	 業		
	記申請	者が	修学	奨励金	の貸与	を受	しけた場	合は	、泸	車帯して債	傍を負	担する	ることを	約束
しま 	9.0									連帯保証	٨			®
						-				連帯保証				0

-8-

(第4条の2第2項に規定する修学奨励金の貸与を申請する場合)

青森県教育委員会教育長 殿

年 月 日

申請者 学校名(課程)

学年(入学年度) 氏名

Ð

(性別(男・女)(年月日生)

修学奨励金貸与申請書 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づく修学奨励金の貸 与を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申	貸与総	额								貸-	与月額					
請	貸与月	数			年	月	から		年	•	月間		<u> </u>			
	現住										電話					•••• <u> </u>
	入 学 年 月	等日		· 4	ŧ	月		日	(入生	学・	転学・	転籍				
申請			力務	先の	所在	地							電話			<u>-</u>
者	請者	当		<u>-</u> 先 0		称				<u> </u>						
に関	の計	勤		~~~~		容		.								<u>-</u>
す	申請者の就業状況	彩		(賃金		<u> </u>			×_					 		
関 す る 事	次 況				<u></u> 額 (年額					-,-				<u>,</u> 귀		
項	申通	交	通機	関の利	河用 フ	有・	無						'	1		<u> </u>
ļ	請学 者状	一利通	J用父 i学用	通機開	ॺ 乗車券≅	等の	購入	有	(区 ・毎	間		\sim)	
H Z	の辺		記区	間にす	っける		箇月通	i学月	<u>用定</u> 其	朝乗	車券の				F	<u>IJ</u>
扶養義務者に関す	甲請者がい) 拱	養	養務者	の氏	名	- <u>.</u>					甲 と(請 君 の続材	f 5		
我生 務 北	く 者て がい	扶	養義	務者の	の現住)	所	_				-		<u>電</u> 話			
 に	装養を	扶	養義	務者の	の勤務	先							電話		<u>.</u>	<u>_</u>
関 す	、を含	,扶	養義	務者0	D総所征	等見:	込額((年初	- 頁)							円
扶養	義務者 '年にお	又は	申請	者の所	所得に対	はす	有	· (1	果税額	 額	· · · ·			・無	-	
る Fu	1				t .				<u> </u>					•	同居	
家	続柄	氏		名	年齢	職		業 	勤	傍先 	(学校))	月 ——	収	別居	の別
族					·		-							<u> </u>		
の 状																<u>_</u>
況									_			_				
	<u> </u>		•						·							
連	т	氏	名					生	1年月日	日			申と	請 ネ の続格		
帯	1	現住	主所					話		,L		-	職			
保証		氏	名					生	手月		·			請者	5	
人	2								тлі 				150	り続杯	丙	
	訂由語:	現住		将菌之		=		話	<u>57</u>	\		1= 74-	職業			2 11
しま	記申請 す。	日 //・	19f	突励団	との資料	F & ?	えりだ	场行	312,				を負担	当する	ることで	を約束
			•								連帯保調 連帯保調			·		® ®
注1	用組	のナ	きさ	には、	日本工	業規	格A 4	1縦	長と	すろ						
2	? 甲請 証人の	j者の)氏名)氏名 Sを自	」を目 署す	著する る場合	場合 にお	・におり ;いてす	37 1	は、 同様	押印 とす	。 Iを省略 ·ス	する	こと	がで	きる。	連帯保
				/		. – 40		-``g'	n u nak	و ب	~ 0					

第 四 号 様 式· を次 の ように 改 め る。

-10-

第4号様式(第4条の3関係)

青森県教育委員会教育長	殿				-
		:	决定番号	第	号
			氏名		₽
			住 所		
			車帯保証	K	
			氏 名		₽
		,	主 所		

連帯保証人

年

目

H

๗

住 所

氏名

修学奨励金貸与額変更申請書

次のとおり、修学奨励金の貸与の額を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

		-								
変勇	更の理由									
	の 事実の た 日		年	月	Ē					
変更	貸与総額					貸与月額	ĺ			
前	貸与月数		年	月か	6	月				
	貸与総額					貸与月額	i	· <u></u> .		
変更後	通学状況	利用交通	通機関		購入 有	 (区間 ・無 :用定期乗車券 	~ ~	~)	
		月額		円	<u>画 7 通子</u> 年	<u>用に効果早</u> る 月から	<u>・の</u> 金袍 月	! 計	<u> </u>	- <u></u> 円
	貸与総額 の内訳	月額		円	年	月から	月	計		FJ
	· •>ト 1W/	月額		円	年	月から	月	計	i	ч

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 申請者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。連帯保 証人の氏名を自署する場合においても、同様とする。

-11-

第 兀 号 様 式 の 次 に 次 の _ 様 式を 加 える。

-12-

第4号の2様式(第4条の3関係)

(貸与の額を変更することを決定した場合)

年	月	H

印

決	定番	믂	簱	景

氏 名 殿

青森県教育委員会教育長

修学奨励金貸与額変更決定通知書

年 月 日付けの修学奨励金貸与額変更申請については、次のとおり修学奨励 金の貸与の額を変更することに決定しましたので、通知します。

貸与総額 円

貸与月額及び貸与月数

月額	円	年	月から	月
月額	円	年	月から	月

(貸与の額を変更しないことを決定した場合)

年	月	日	

決定番号第 号

氏 名 殿

通 知 書

年 月 日付けの修学奨励金貸与額変更申請については、貸与の額を変更し ないことに決定しましたので、通知します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式(第4条の3関係)

修学奨励金貸与契約の一部変更契約書

住所

貸	与	者	(甲)	青	Ā	採	県
				住所			
被1	貸与	者	(乙)	氏名			
		•		住所			
連帯	寺保 証	E人	(丙)	氏名			
				住所			
連帯	保証	天	(丁)	氏名			

上記当事者間において、 年 月 日付けで締結した修学奨励金貸与契約の一部を次の とおり変更する契約を締結した。

第2条を次のように改める。

第2条 修学奨励金の貸与総額、貸与月額及び貸与月数は、次のとおりとする。

1	貸与総額	円			
. 2	貸与月額及び貸与月数				
	月額	円	年	月から	月
	月額	円	年	月から	月

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙丙丁記名押印し、甲乙各 自その1通を保有するものとする。

-15-

年 月 日

甲	青森県教育委員会教育長	
Z	氏名	Ð
丙	氏名	Ø
1	氏名	Ð

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

	励		提		ļ					~	
	金	働	案			Z				百	第
	の	き	理			の			景	润	七
	貸	な	由			規	附		浚	•	号
	与	が				則			9	*	様
	の	5				は	則		िमा	舟	式
	額	高				ì				润	中
	を	等				平			膐		
	定	学				成			ዃ		百
	め	校			•					•	瀷
	る	の		i		+					₩
	等	定				五		•			利用
	所	時				年					買
	要	制				匹				Н	₩;
	の	の				月				പ്പ	
	整	課							ĿН	J	
	備	程				Ħ			Ĺ	0	
	を	及		\langle	>	か			に		
	行	び				6			に改		
	う	通				施			め		
	た	信				行			る		E
	め	制				す			ہ۔ ہ		শূ
	提	の				る。					ປັ
	案	課				Ų					U L
	す	程					-				を
	る、	に									-
	も の	在									
i	の	学									
	で	す									
	あ	る									
•	る。	者									
	Ŭ	に									
		対									
		す									
		る									
		修									
		学	•								
		奨		ļ							

-16-

〔その他〕

職員の懲戒処分の状況

平成25年3月(2月1日~3月20日分)

青森県教育委員会

事案1	①被処分者 ②事件の概要等	上北地域の高等学校 教諭(53歳 男性) 速度超過(30km/h以上50km/h未満) ・平成24年11月14日(水)午後3時40分頃 ・上北郡東北町内の県道 ・最高速度40km/hのところ、75km/hで走行
	③処分内容 ④処分年月日	取開速度40km/nのとこう、75km/nで足1 戒告 平成25年2月15日
事案 2	①被処分者 ②事件の概要等	
	③処分内容 ④処分年月日	戒告 平成25年2月20日
事案 3	 ②事件の概要等 ③処分内容 	 中南地域の高等学校 教諭(37歳 男性) 人身事故(治療期間が15日以上30日未満) ・平成25年1月20日(日)午後1時50分頃 ・北津軽郡鶴田町の国道 ・路面が凍結した道路を走行中、車体が不安定になったことに気をとられ、前方で信号待ちをしていた車に気付くのが遅れ、追突したもの。 ・事故の相手方(男性1名 約2週間の加療) 戒告 平成25年3月8日 平成25年3月8日 平成23年12月19日に人身事故を起こしていることから量定を加重。
事案4	①被処分者 ②事件の概要等	中南地域弘前市の小学校 学校栄養職員(31歳 女性) 人身事故(治療期間が30日以上3月未満) ・平成24年10月16日(火)午後6時20分頃

・弘前市内の国道

・交差点を右折する際、対向車線を直進してきた自動二輪

車に衝突し、運転者を自動二輪車もろとも転倒させたも の。

・事故の相手方(男性1名 約1ヶ月半の加療)

③処分内容 戒告

④ 如分年月日 平成25年3月18日

事案5 ①被机分者 上北地域三沢市の小学校 教諭(41歳 男性) ②事件の概要等

体罰

・平成24年9月27日(木)、給食時間中、教室において、 同校児童1名の後頭部を足の甲で1回蹴ったもの。

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成25年2月21日

事案6 ①被処分者 三八地域の高等学校 教諭(45歳 男性) ②事件の概要等 体罰

> ・平成24年7月20日(金)、校外で行われた学校行事で、 服装が乱れた同校生徒1名に対して服装指導を行った際、 当該生徒のすねを蹴り、また、平成24年12月19日 (水)、同校職員室において、生徒指導に従わなかった同 校生徒2名に対して指導を行った際、当該生徒の頭を1 回ずつ叩き、ふくらはぎを1回ずつ蹴ったもの。

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成25年3月13日

- ⑤その他 平成19年度に体罰に係る文書訓告を受けていることから 量定を加重。
- その他の処分事案(処分後速やかに公表した事案) 事案7

①被処分者 中南地域平川市の小学校 校長(56歳 男性)

- ②事件の概要 女性職員に対するセクシュアル・ハラスメント
 - ・平成23年3月頃から平成25年1月の間の勤務時間内外に おいて、女性職員に対し、校内でキスをしたり、胸を触る 等の行為を繰り返した。

③処分内容 免職

平成25年3月15日 ④処分年月日